

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成26年2月20日(2014.2.20)

【公開番号】特開2013-16310(P2013-16310A)

【公開日】平成25年1月24日(2013.1.24)

【年通号数】公開・登録公報2013-004

【出願番号】特願2011-147319(P2011-147319)

【国際特許分類】

H 01 R 13/658 (2011.01)

H 01 R 12/71 (2011.01)

【F I】

H 01 R 13/658

H 01 R 12/71

【手続補正書】

【提出日】平成25年12月25日(2013.12.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

伝送用ブレードの第1の表面部に配されプリント回路板に固定される固定端子部を複数個有する接地用コンタクトブレートと、前記伝送用ブレードの前記第1の表面部に向き合う第2の表面部に配され前記プリント回路板に固定される固定端子部をそれぞれ有し信号用伝送路を形成する一対の伝送用コンタクト端子を複数組含んでなる伝送用コンタクト端子群と、該プリント回路板に固定される固定端子部をそれぞれ有し、隣接する前記一対の伝送用コンタクト端子の相互間にそれぞれ配される複数の接地用コンタクト端子とを備え、

前記各接地用コンタクト端子は、前記接地用コンタクトブレートに形成される少なくとも1個の係止片が前記伝送用ブレードを介して嵌合されるスリットを少なくとも1個有することにより、該接地用コンタクト端子において発生するノイズ成分の周波数が、前記信号用伝送路に伝送される信号の周波数帯域外となることを特徴とするコンタクトユニット。

【請求項2】

前記接地用コンタクト端子におけるスリットは、拡大部と、拡大部に連なる縮小部とからなることを特徴とする請求項1記載のコンタクトユニット。

【請求項3】

前記接地用コンタクトブレートの係止片および前記接地用コンタクト端子におけるスリットが、均等間隔に一列に複数個、形成されることを特徴とする請求項1または請求項2記載のコンタクトユニット。

【請求項4】

伝送用ブレードの第1の表面部に配されプリント回路板に固定される固定端子部を複数個有する接地用コンタクトブレートと、前記伝送用ブレードの前記第1の表面部に向き合う第2の表面部に配され前記プリント回路板に固定される固定端子部をそれぞれ有し信号用伝送路を形成する一対の伝送用コンタクト端子を複数組含んでなる伝送用コンタクト端子群と、該第1のプリント回路板に固定される固定端子部をそれぞれ有し、隣接する前記一対の伝送用コンタクト端子の相互間にそれぞれ配される複数の接地用コンタクト端子と

を含んでなるコンタクトユニットと、該コンタクトユニットを複数個収容するケーシングと、を備え、

前記コンタクトユニットにおける接地用コンタクト端子は、前記接地用コンタクトプレートに形成される少なくとも1個の係止片が前記伝送用ブレードを介して嵌合されるスリットを少なくとも1個有することにより、該接地用コンタクト端子において発生するノイズ成分の周波数が、前記信号用伝送路に伝送される信号の周波数帯域外となることを特徴とするプリント回路板用コネクタ。

【請求項5】

前記接地用コンタクト端子におけるスリットは、拡大部と、拡大部に連なる縮小部とかなることを特徴とする請求項4記載のプリント回路板用コネクタ。

【請求項6】

前記接地用コンタクトプレートの係止片および前記接地用コンタクト端子におけるスリットが、均等間隔に一列に複数個、形成されることを特徴とする請求項4または請求項5記載のプリント回路板用コネクタ。

【請求項7】

前記接地用コンタクトプレートの固定端子部は、前記接地用コンタクト端子および前記伝送用コンタクト端子群のすべての固定端子部の配列を覆うように形成されることを特徴とする請求項4乃至請求項6記載のプリント回路板用コネクタ。

【請求項8】

前記接地用コンタクトプレートの平坦面部に連結される突出片は、前記接地用コンタクト端子および前記伝送用コンタクト端子群のすべての固定端子部の配列を覆うように形成されることを特徴とする請求項4乃至請求項6記載のプリント回路板用コネクタ。